

## 利用上の注意

本報告書は、平成7年6月1日現在で実施した「平成7年通商産業省企業活動基本調査」について集計したものである。

企業活動基本調査の概要及び統計表の利用上の注意は、以下のとおりである。

### I. 企業活動基本調査の概要

#### 1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

#### 2. 調査の根拠

本調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく通商産業省企業活動基本調査規則（平成4年通商産業省令第56号）によって実施される指定統計調査（指定統計第118号）である。

#### 3. 調査の範囲

本調査は、日本標準産業分類に掲げる大分類D一鉱業、F一製造業及びI一卸売・小売業、飲食店（中分類60一一般飲食店及び同61一その他の飲食店を除く。）に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上、かつ資本金又は出資金3千万円以上の会社を調査対象としている。

#### 4. 調査期日及び期間

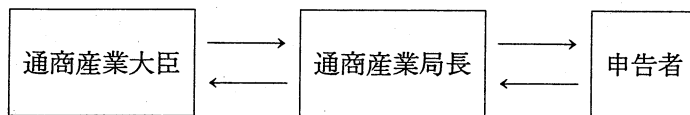
- (1) 平成7年調査の調査期日は平成7年6月1日現在である。
- (2) 調査期間は、原則として平成6年度（平成6年4月1日から平成7年3月31日まで）の一年間である。

#### 5. 調査事項（詳細は巻末「調査票」参照。）

- (1) 企業の名称及び所在地
- (2) 資本金額又は出資金額
- (3) 企業の設立形態及び設立時期
- (4) 事業組織及び従業者数
- (5) 資産・負債及び資本並びに投資
- (6) 事業内容
- (7) 企業間の取引及び海外取引
- (8) 調査及び研究開発
- (9) 技術の所有及び取引状況
- (10) 情報ネットワークの利用状況
- (11) 親会社、子会社・関連会社の状況

## 6. 調査方法

調査方法は、申告者の自計申告方式により、次の調査経路に従って、郵送にて調査（メール調査）を実施した。



## 7. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、主要項目をとりまとめ「平成7年企業活動基本調査速報」として公表するほか、確報として平成7年企業活動基本調査報告書「第1巻 総合統計表」「第2巻 事業多角化等統計表」「第3巻 子会社等統計表」として公表する。

本報告書（第2巻 事業多角化等統計表）は、「5. 調査事項」のうち、「(6)事業内容」「(7)企業間の取引及び海外取引」に関する事項について、集計したものである。

## II. 統計表の作成及び利用上の注意

### 1. 企業の産業分類とその決定方法

#### (1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は、事業所について適用する日本標準産業分類を適用しているが、製造業については一部分類を統合し、一般機械器具製造業には、武器製造業が含まれている。

また、同分類を機械的にあてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業及び各種商品小売業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査の報告書では、この2つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、繊維品卸売業、鉱物・金属材料卸売業、機械器具卸売業などに分類され、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣服・身の回り品小売業や飲食料品小売業などに分類されている。

#### (2) 企業の産業の決定方法

1) 本調査では、企業の売上高を、企業で生産し販売する①鉱産品の販売、②製造品の販売、③製造品の加工賃収入と、他の企業から商品を仕入れて販売する④仕入商品の販売、①～④以外の⑤その他の事業収入に分けて、それぞれ詳細に調べており、これらを合算し、最も販売額の大きいもので大分類（鉱業、製造業、卸売・小売業、その他産業）を決定している。

2) その大分類の中において、売上高の最も高い販売品目で産業（小分類）を決定した。

#### (3) 産業という用語の使い方

本調査の報告書における「産業」という用語の使い方は2通りあり、企業の主力業種の販売額によって産業を決め、鉱業企業、製造企業、卸売企業、小売企業を比較する場合には、○○企業という用語を用い、それぞれの産業の内訳をみる場合には、○○製造業、○○卸売業、○○小売業という用語（あるいはこの略称）を用いている。

(4) 産業分類及びその事業活動例示については、巻末の付録「企業活動基本調査業種分類表」を参照してください。

(5) 日本標準産業分類の第10回改訂（平成5年10月4日総務庁告示第60号）等に伴い、平成7年企業活動基本調査用の分類の一部を下記のとおり変更した。

新分類		旧分類（変更事由）	
142	織物・ニット生地製造業	142	織物・ニット製品製造業（定義変更）
151	織物・ニット製衣服製造業	151	衣服製造業（定義変更）
202	有機化学工業製品製造業	202	化学繊維・有機化学工業製品製造業（分割）
203	化学繊維製造業	新設（旧202より一部）	
305	電子部品・デバイス製造業	305	電子・通信機器同部分品製造業（名称・定義変更）
482	各種商品卸売業	492	同 左（番号変更）
491	繊維品卸売業	501	同 左（番号変更）
492	衣服・身の回り品卸売業	511	同 左（番号変更）
501	農畜産物・水産物卸売業	512	同 左（番号変更）
502	食料・飲料卸売業	513	同 左（番号変更）
511	建築材料卸売業	505	同 左（番号変更）
512	化学製品卸売業	502	同 左（番号変更）
513	鉱物・金属材料卸売業	503	同 左（番号変更）
514	再生資源卸売業	506	同 左（番号変更）
520	機械器具卸売業	504	同 左（番号変更）
531	家具・建具・じゅう器等卸売業	515	同 左（番号変更）
532	医薬品・化粧品等卸売業	514	医薬品・化粧品卸売業（番号・名称変更）
533	代理商・仲立業	590	（中分類から小分類へ移行・番号変更）
539	その他の卸売業	519	同 左（番号変更）
541	各種商品小売業	531	同 左（番号変更）
550	織物・衣服・身の回り品小売業	540	同 左（番号変更）
560	飲食料品小売業	550	同 左（番号変更）
570	自動車・自転車小売業	560	同 左（番号変更）
581	家具・建具・じゅう器小売業	571	同 左（番号変更）
582	家庭用機械器具小売業	572	同 左（番号変更）
591	医薬品・化粧品小売業	581	同 左（番号変更）
592	燃料小売業	582	同 左（番号変更）
599	その他の小売業	589	同 左（番号変更）
350	電気・ガス・熱供給・水道業	360	同 左（番号変更）
620	金融・保険業	610	同 左（番号変更）
700	不動産取引業	690	同 左（番号変更）
710	不動産賃貸・管理業	700	同 左（番号変更）
720	洗濯業	751	同 左（番号変更）
730	駐車場業	800	同 左（番号変更）
741	写真業	761	同 左（番号変更）
750	旅館・ホテル・その他の宿泊所	730	同 左（番号変更）
761	映画館	771	同 左（番号変更）
762	劇場・興行場・興行団	781	同 左（番号変更）
766	スポーツ施設提供業	782	同 左（番号変更）
770	自動車整備業	810	同 左（番号変更）
780	機械・家具等修理業	820	機械器具・家具修理業（番号・名称変更）
790	物品賃貸業	720	同 左（番号変更）
821	ソフトウェア業	841	同 左（番号変更）
822	情報処理・提供サービス業	842	情報サービス業（番号・名称変更）
830	広告業	843	同 左（番号変更）
841	エンジニアリング業	861	同 左（番号変更）
842	デザイン業	862	同 左（番号変更）
861	建物サービス業	851	同 左（番号変更）
862	ディスプレイ業	852	同 左（番号変更）

## 2. 統計表及び集計項目の説明

(1) 従業者数及び資本金（又は出資金）は、平成6年度末現在で、従業者規模別統計表は常時従業者数（有給役員、常時雇用者）の区分によっている。

(2) 事業内容に関する表

1) 「事業形態別」とは、企業の行う事業活動が、業種分類でみて単数のみの活動か、複数の活動を行っているかによって区分したものをいう。

2) 「事業活動別」統計表は、企業の売上高（①鉱産品の販売額、②製造品の販売額、③製造品の加工賃収入額、④他企業からの仕入商品の販売額、①～④以外の⑤その他の事業収入額）を、各業種分類に属する活動別に集計したものである。

産業別、事業活動別統計表は、次のような表章になっている。

	計	
	企業数	売上高
120 食料品製造業		
自社鉱産品・製造品売上高		事業活動のうち、
054 非金属鉱業		「自社鉱産品・製造品売上高」とは、自社で産出又は生産し、販売した鉱産品、製造品の売上高の合計である。
121 畜産食料品製造業		
}		「加工賃収入額」とは、他企業から支給された原材料、半製品、部品を加工した加工賃の合計である。
340 その他の製造業		
加工賃収入額		「仕入商品売上高」とは、他企業から商品を仕入れて、加工をせずに、そのまま他企業又は一般消費者に販売した売上高の合計である。
121 畜産食料品製造業		
}		
340 その他の製造業		「その他の事業収入額」とは、上記以外の農林水産業、建設業、飲食店、サービス業などの事業による収入額の合計である。
仕入商品売上高		
491 繊維品卸売業		
}		
599 その他の小売業		
その他の事業収入額		—120 食料品製造業に格付けされた企業が、事業活動別に、どのような産業分類に属する売上げ又は収入があったのかを表している。
010 農業		
}		
890 その他のサービス業		

### (3) 企業間の取引・海外取引に関する表

#### 1) 企業の海外仕入高及び海外売上高

- ① 海外取引額の「海外売上高」は、自ら通関手続を行った輸出額、海外支店の売上高、外国間取引額の総額をいう。
- ② 海外取引額の「海外仕入高」は、自ら通関手続を行った輸入額、海外支店の仕入高、外国間取引額の総額をいう。他社経由で輸出・入を行った場合は「国内取引」となる。
- ③ 「資本関係会社」とは、親会社、子会社及び関連会社をいう。

#### 2) 製造品の生産委託状況

- ① 「製造品の生産委託」とは、他企業に規格、仕様を指示し、完成品、半製品、部品、付属品、材料を製造又は加工などをさせることをいう。
- ② 「外注加工」とは、他企業に規格、仕様を指示し、材料あるいは半製品を外注先に支給し、加工させることをいう。
- ③ 部品・半製品等の「外注加工費」とは、他企業に規格、仕様を指示し、材料あるいは半製品を外注先に支給して加工させた加工賃をいう。
- ④ 「製造委託費」とは、他企業に規格、仕様を指示し、材料あるいは半製品を外注先に支給せず、製造又は加工などをさせた費用をいう。

#### 3) 生産の下請状況

「下請」とは、中小企業において、自社よりも資本金又は従業者数の大きな企業からの製造、加工又は修理の委託を受けることをいう。

### 3. 記号及び注記

- (1) 統計表中の記号、「-」は該当数字なし、「0」は四捨五入のため単位未満のもの。

また、「x」は1又は2の企業に関する数字であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるのを秘匿したことを示す。なお、この秘匿によってもxが算出される恐れがあるものについては、企業数が3以上でもxで秘匿した箇所がある。

- (2) 各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているので合計と内訳が一致しない場合がある。また、金額は原則として百万円単位で表章している。

4. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「通商産業省平成7年企業活動基本調査報告書」による旨を記載してください。

### 5. 問い合わせ先

この統計表についての問い合わせは、通商産業大臣官房調査統計部管理課企業統計調査室あてに御連絡ください。

郵便番号100 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1511 (代表) 内線2444

03-3501-1831 (直通)